

■修士会員 入会資格

本学会の修士会員としての入会資格者は、大学院修士課程（博士前期課程）および専門職学位課程の在学者で、在学年数が標準修業年数内のものとする。

但し、標準修業年数を超えて引き続き修士課程もしくは専門職学位課程に在籍し、修士会員として学会に参加を希望する者は、再度入会手続きを行うものとする。

*詳しくは日本商業学会会則付則7を参照して下さい。